

## 海老名警察署と「海老名市犯罪被害者等支援条例に基づく 連携協力に関する協定」を締結 ～犯罪被害者等支援の情報連携～

市は、3月28日に海老名警察署と「海老名市犯罪被害者等支援条例に基づく連携協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、市と海老名警察署が相互に連携・協力することで、犯罪被害者等の権利と利益の保護、被害の軽減と回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的に締結するものです。

締結式には内野優海老名市長と熊崎豊海老名警察署長が出席しました。内野市長は「海老名警察署と強く連携・協力しながら、安全安心なまちづくりに努めたい。」とあいさつしました。

### 1 協定名

海老名市犯罪被害者等支援条例に基づく連携協力に関する協定

### 2 締結先

神奈川県海老名警察署（海老名市中央5-5-1）  
署長 熊崎 豊

### 3 連携の開始日

令和7年4月1日（火）



▲左から内野市長、熊崎氏

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部市民相談課 電話 046-235-4567